

# 第1643回島根県教育委員会会議 会議録

日時	令和6年2月5日
自	12時30分
至	14時50分
場所	教育委員室

## I 議題の件名及び審議の結果

### — 公 開 —

#### (報告事項)

第73号 江津地域の今後の県立高校の在り方について (学校企画課)

第74号 令和6年度島根県公立高等学校入学者選抜における推薦選抜等の結果及び一般選抜の出願状況について (教育指導課)

—————以上原案のとおり了承

### — 非公開 —

#### (議決事項)

第26号 島根県教育庁等組織規則の一部改正について (総務課)

第27号 県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部改正について (学校企画課)

—————以上原案のとおり議決

#### (承認事項)

第4号 職員の懲戒処分について (総務課)

—————以上原案のとおり承認

#### (報告事項)

第75号 令和6年度当初予算案及び令和5年度2月補正予算案の概要について (関係課)

第76号 県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について (総務課)

第77号 令和6年度県立学校校長職及び教頭職に係る採用・昇任候補者選考試験の結果について (学校企画課)

第78号 島根県公立学校情報機器整備事業基金条例について (教育指導課)

—————以上原案のとおり了承

## II 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】  
野津教育長 朋澤委員 河上委員 原田委員 生越委員 黒川委員

2 欠席者  
なし

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

高宮副教育長	全議題
柿本教育監	全議題
森山参事	公開議題、報告第75号
大場教育センター所長	〃
今岡総務課長	全議題
坂本総務課上席調整監	公開議題、報告第75号
清水(慎)総務課調整監	〃
清水(明)総務課調整監	〃
幸村教育施設課長	〃
吉岡県立学校改革推進室長	〃
小林教育指導課長	公開議題、報告第75号、 報告第78号
石橋幼児教育推進室長	公開議題、報告第75号
岩田地域教育推進室長	〃
高倉子ども安全支援室長	〃
八束特別支援教育課長	〃
徳永保健体育課長	〃
土江社会教育課長	〃
山崎人権同和教育課長	〃
村上文化財課長	〃
新田世界遺産室長	〃
池淵古代文化センター長	〃
舟木福利課長	〃
伊藤教育センター教育企画部長	〃
笠柄学校企画課調整監	議決第27号
安原学校企画課調整監	報告第77号

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

福井総務課課長代理	全議題
佐々木総務課課長補佐(人事法令)	全議題
原田総務課主任	全議題

### Ⅲ 審議、討論の内容

野津教育長 開会宣言 12時30分

公 開	議決事項	0件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	2件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	2件
	承認事項	1件
	協議事項	0件
	報告事項	4件
	その他事項	0件
署名委員	黒川 委員	

— 公 開 —

報告第73号 江津地域の今後の県立高校の在り方について（学校企画課）

○吉岡県立学校改革推進室長 1の1を御覧いただきたい。江津地域の今後の県立高校の在り方について、新設校開校準備委員会の設置について、御報告とお認めいただきたい事項があるので願います。

1 目的として、新設校の開校準備に関する業務を適切に行うために開校準備委員会を設置したい。

2 開校までのスケジュールは、目安として令和5年、令和6年を第Ⅰ期とし、令和7年から令和9年までを第Ⅱ期として、開校準備にあたりたいと考えている。

3 開校準備委員会の概要としては、検討事項はまた後ほど述べさせていただく。

(2) 構成 ①本会議、②開校プロジェクトチームという2階建ての構成で行いたいと考えている。なお、両方の構成員には、地元の意見を尊重して取り入れるため、オブザーバーとして、GO▶GOTSUコンソーシアムのメンバーや、学校運営協議会のメンバーに参加いただいて、御意見をいただく機会を設けたいと考えている。

1の2を御覧いただきたい。5 先ほど構成の2階建て、本会議とプロジェクトチームということでお伝えしたが、本会議メンバーとしては、両校の校長、事務長、教頭、主幹教諭、教育庁の各課の関係課長等をお願いしたいと思う。下の※にあるように、委員長については、第Ⅰ期に江津高校の校長、第Ⅱ期に江津工業高校の校長、副委員長は逆に、第Ⅰ期に江津工業高校の校長、第Ⅱ期に江津高校の校長を充てたいと考えている。なお、プロジェクトチームについては、Ⅰ期を学校魅力化部会のみ構成とし、Ⅱ期において総務部会、生徒部会、生徒支援部会を立ち上げ、より詳細な検討にあたりたいと考えている。

1の3を御覧いただきたい。6 開校プロジェクトチームの業務は、表にしている左側が第Ⅰ期、右側が第Ⅱ期の業務内容として主なものを挙げている。第Ⅰ期の学校魅力化部会のほうでは、ランドデザインや教育内容の特色、施設・設備の整備、地域連携、部活動組織の編制、校名の在り方検討、円滑な移行、制服・校歌・校章・校旗などの在り方について検討に入りたいと考えている。第Ⅱ期については部会を4つに分けて、さらに詳細な部分を検討していきたいと考えている。

1の1のページにお戻りいただいて、4 設置の時期であるが、令和6年2月としている。この準備委員会の設置をお認めいただいたら、第1回については、公開で2月27日火曜日に実施する予定としている。

○河上委員 1の1、オブザーバーとしてのGO▶GOTSUコンソーシアムという組織は、どのような組織で、どういったメンバーの構成なのか教えていただきたい。

○吉岡県立学校改革推進室長 GO▶GOTSUコンソーシアムについては、江津市、江津高校・江津工業の関係者、江津の清和養護学校の関係者、町おこし「てごねっと石見」の方などが、組織として入っておられるコンソーシアムになる。

○原田委員 ここまでの準備は大変だったと思う。伺いたいのが、先ほどの河上委員の意見と関係するが、1の3の生徒支援部会のⅡ期のところで、特別支援教育体制整備という文言が入ったのがすごいことだなと。高等学校に特別支援教育が浸透してきて、これからの意気込みを感じてとてもありがたい。それで、オブザーバーとして江津清和養護学校の関係者が入るので十分審議はできると思うが、この支援部会は、より詳細な検討に入るというふうに言われたので、それだと私はこのⅡ期開校プロジェクトチームのメンバーに両校の特別支援教育コーディネーターも入ったほうが、より充実した意見交換ができるのではないかと感じたところである。意見として。

○吉岡県立学校改革推進室長 メンバーは固定するのではなく、学校も必要に応じて、必要な御意見をどんどん取り入れていきたいと思うので、委員御指摘の特別支援コーディネーターの方にも、今後入っていただくことも調整していきたいと考える。

———原案のとおり了承

#### **報告第74号 令和6年度島根県公立高等学校入学者選抜における推薦選抜等の結果及び一般選抜の出願状況について（教育指導課）**

○小林教育指導課長 資料2の1ページを御覧いただきたい。令和6年度公立高等学校入学者選抜における推薦選抜等の出願状況については、前回1月24日の教育委員会会議で報告した。本日はその結果と、3月に行われる一般選抜の出願状況について報告する。まず、推薦選抜等の結果についてである。

1 面接等の実施日は予定していた1月18日、19日と、特例日（追検査日）として予定していた22日、23日で実施をした。その後、各学校で選抜を行う。

2 合格内定通知のとおり、1月25日に各高等学校長から中学校長へ結果を通知している。

3 合格発表は3月14日に一般選抜合格者とともに各高等学校で発表する。その内容については3つの選抜区分ごとに説明をする。

4 推薦選抜においては、（1）募集高校・学科数から（3）選抜方法までは前回の報

告どおりである。(4) 実施高校・学科数は 34 校 62 学科である。(5) 出願者数は前回の報告どおりである。(6) 合格内定者数は 779 名であった。表のとおり過去の出願状況と併せて太枠囲みで今年度の状況をお示ししている。昨年度と比較して募集人員は増加しているが、出願者数は 32 名減少をしている。合格内定者数は昨年並みで、実質競争率が 1.12 倍であり、結果としてほぼ例年並みの選考状況であったといえる。

5 中高一貫教育校(連携型)特別選抜は、飯南高校、吉賀高校ともに、出願者全員の合格が内定している。

6 スポーツ特別選抜については 49 名の出願に対し全員が合格内定となっている。

続いて、2の2 II 一般選抜の出願状況について報告をする。

1 出願期間は1月29日から2月1日12時まで。

2 第1志望学科への出願状況を課程別の競争率で見ると全日制が 0.83 倍、定時制が 0.51 倍、トータルでは 0.81 倍と、昨年度比 0.06 ポイント下がったということになる。その下の表を御覧いただくと、対募集定員競争率が高い 10 学科を挙げている。競争率の欄で、かっこの前は昨年度の競争率である。かっこの中の数字を見ると、6つの学科は、昨年度は競争率が1倍を切った学科で、今回倍率が上昇をしている。参考までに、平成27年度以降の全日制課程の競争率の推移も表にまとめている。

3 地域外からの合格者を制限している4校への出願状況である。該当は表にある松江市内の普通科3校と出雲高校で、松江市内は定員の10%、出雲高校は定員の5%に地域外からの合格者を制限しているが、松江南高校でこの基準を超える出願があった。この傾向は昨年までと同様の状況である。

2の3ページ、4 今後の日程を記載している。今後、志願変更の受付を行い、最終出願状況は2月16日に確定をする。その後の日程は、これまで発表しているとおりである。追検査日については3月11日を設定している。

2の4ページの大判の資料は、推薦選抜等の確定数値、2の5、6ページはスポーツ特別選抜の内定者数、2の7ページは現時点での一般選抜の出願数を、学校・学科ごとにまとめたものである。細かな点はこちらで御確認をいただければと思う。

○河上委員 2の1の1 面接等の実施日が、1月18日、19日に実施されて、特例日(追検査日)を4日後に設定されていた。この追検査の日程については、決定において支障は無かったか。

○小林教育指導課長 実際募集要項で示しており、今回2校で22日、23日に実施した。

特に支障は無かったと聞いている。

———原案のとおり了承

## —非公開—

### 議決第26号 島根県教育庁等組織規則の一部改正について（総務課）

○今岡総務課長 資料3の1ページをお願いします。

1 改正理由であるが、教員の働き方改革と学力育成の二つの大きな教育施策の課題に対して、令和6年度の組織改正を行い、これに伴う関係規定を改正するものである。

2 改正内容については、（1）学校企画課に、教職員の働き方改革を一元的に推進するため、新たに「働き方改革推進室」を設置する。また、教育指導課に、小中学校等における児童生徒の学力育成の推進体制の強化のため、「義務教育推進室」を設置する。

具体的な組織体制等について、（2）ア① 学校企画課は、現行の情報推進係と企画人事、人材育成の二つのスタッフの一部を統合して、働き方改革推進室を設置する。また、係の再編を併せて行い、就学支援係と水産練習船運営係を統合し、新たに運営・支援係を設置する。3の2ページを御覧いただきたい。② 所掌事務については、教員を支えるサポート人材の配置、教職員研修の実施、学校内における業務改善等、県立学校及び小中学校等における働き方改革の取組を推進するため、1ポツ 県立学校の教育職員及び県費負担教職員の働き方改革の推進に関する事。2ポツ 県立学校の情報化推進及び小中学校等の校務情報化に係る助言に関する事、としている。イ 教育指導課では、現行の小中学校教育推進スタッフを改組し、新たに義務教育推進室を設置する。

② 所掌事務については、児童生徒の基礎的な知識・技能の定着や活用力の伸長を図るため市町村と連携し、学力の実態把握や授業の質の向上など学力育成等の取組を推進するため、1ポツ 小中学校等の教育に係る指導及び助言に関する事。2ポツ 教育課程、学習指導及び進路指導に関する事。3ポツ 教科用図書その他教材の取扱いに関する事。4ポツ 児童及び生徒の学力の育成に関する事としている。

3の3ページは改正する規則の新旧対照表を計上している。

3の2ページに戻り、3 施行期日であるが令和6年4月1日としている。

○生越委員 教えていただきたい。3の3ページ、改正後の第7条の学校企画課の（1）から（12）が略で、削るのは、どれが削られるのか。（13）を削っているということか。

○今岡総務課長 そうである。（13）を削るということ。その下の（13）から（15）が略

で(16)と(17)が新設。

○野津教育長 この表は真横に見て、(13)を削る。古い(14)から(16)は番号が1つ上がり、(13)から(15)となる。

○今岡総務課長 情報化推進に関することが新設の室の事務となる。

○野津教育長 組織があるということは、力を入れる、打ち出しということ。力を入れるという宣言をして、実際に、体制を強化する。室長となると、議会答弁なり委員会の答弁もすることになるので。

——— 原案のとおり議決

### 議決第 27 号 県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部改正について（学校企画課）

○笠柄学校企画課調整監 資料4の1ページを御覧いただきたい。

1 提案理由は、児童数及び生徒数の変動等に伴い、職員の定数を改正する必要があるというものである。

2 条例の概要である。表を御覧いただくと、改正前と改正後の定数を示している。高等学校は、教育職員改正前は1,595人であったところを改正後1,607人の12人の増としたい。これは、理数教育充実加配の増と全国高校総体のための加配等が入っている。事務職員及び技術職員については185人で変更はない。特別支援学校の教育職員については、改正前962人であったところを1,000人としたい。38人の増である。主な要因は、幼児・児童・生徒数の増により職員が必要になるという増である。それから事務職員及び技術職員については80人で変動はない。小学校、中学校及び義務教育学校の教育職員については改正前が5,065人であったところ、改正後が5,038人で27人の減となる。この主な要因は、標準学級が減少する見込みであるということから27人の減にしている。それから、事務職員及び技術職員の改正前が355人であったところ改正後351人と、4人の減。この主な要因は学校統廃合、3学級である学校の増によって4人の減となる。

3 施行期日は令和6年4月1日から施行したいと考えている。

4の2、4の3についてはそれぞれ県立学校、市町村立学校の新旧対照表を載せている。

○河上委員 この教員の増員については、今、教員不足が深刻化している現状で、この教員数を確保できるのか。

○笠柄学校企画課調整監 現在、鋭意努力をしている。なんとしてもこれを配置しよう

と、数を確保したいと動いているが、実際のところはなかなか厳しい状況というところである。

——原案のとおり議決

#### 承認第4号 職員の懲戒処分について（総務課）

——原案のとおり承認

#### 報告第75号 令和6年度当初予算案及び令和5年度2月補正予算案の概要について（関係課）

○今岡総務課長 資料6の1ページをお願いします。今回説明する予算案については、2月8日県議会運営委員会の終了後に報道解禁となるものであり、今後、議案として上程される予定となるので、情報管理については御留意を願う。

来年度予算編成に当たり、重点をおく施策として、1 子どもの将来の選択肢を広げる学校教育等の充実として、学校と地域が協働し、幼児教育施設からの接続を含めた小中高の連携を進め、児童生徒が基礎的な知識・技能をしっかりと身に付け、社会で生かすことのできる確かな学力を育成し、一人ひとりの進路希望が実現できるよう、またその選択肢が広がるよう取り組んでいく。関連する主な施策としては、掲げている7項目で、そのうち（2）が新規である。

2 支援が必要な子どもへの支援として、障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶことができるよう、引き続き県立高校における通級指導や相談体制の充実、特別支援学校の地域との連携や就業支援、施設整備などを進めていく。また、いじめや不登校、貧困や外国人等に対する日本語指導など、子どもたちに関わる様々な課題に対応する支援を充実させる。関連する主な施策は8項目で、そのうち（4）と（8）は拡充となっている。

6の2ページ、3 教員の確保対策と働き方改革の推進として、深刻な人材不足を解消するため、若手教員の定着促進の他、募集広報、情報発信等により引き続き教員の確保に努めていく。また、全ての教員が子どもたちと向き合う時間を十分に確保できるよう、教員の事務負担等の軽減を図っていく取組として、スクール・サポート・スタッフや学校アシスタントの配置などをこれまで以上に進めていく。さらに、部活動指導員等の配置の充実や地域移行を進めていく。関連する主な施策は3項目で、全ての項目を拡充している。

4 その他に掲げている施策について、（1）高校生の住まい確保支援では市町村が主

体となって行う高校生の住まい確保の取組に対して支援をしていく。(2) 令和7年度全国高等学校総合体育大会の開催準備・選手強化では、令和7年度に中国地方で開催されるインターハイに向けて実行委員会の設立、その円滑な運営や強化のための練習環境整備などの準備を進めていく。(3) 人づくりや地域づくりを担う社会教育士の確保と養成では、地域における社会教育振興の人材となる社会教育士を計画的に養成し、そのネットワーク化を進めていく。(4) 古代出雲歴史博物館の耐震化・魅力アップでは、天井の耐震改修工事に伴う休館に併せて、入館者数の増加や満足度向上を目指し、映像シアター等の改修等を実施する。

5 予算額は、今年度の2月補正も含めた総額ベースでは837億円余となり、令和5年度と比べて18億円余の増となっている。

6の3ページをお願いします。令和6年度当初予算はエネルギー価格・物価高騰対策、教育の充実など、2月補正予算と併せて切れ目のない予算を編成するものであることから、これ以降、2月補正予算案も併せ御説明する。表の合計欄を御覧いただきたい。当初予算a欄は828億3,600万円余。2月補正予算b欄は8億8,300万円余。合計では837億2,000万円余となっている。

6の4ページをお願いします。令和5年度2月補正予算案の概要についてである。

1 補正予算の概要は合計欄のとおり、補正前の額821億6,800万円余から、補正額8億7,800万円余の増額により、補正後の額830億4,700万円余とするものである。

6の5ページをお願いします。2 課別事業別一覧である。教育施設課では、1 特別支援学校校舎等整備事業費について、出雲養護学校雲南分教室の運動場整備を行うもので1億2,800万円余の増額。学校企画課では、1 学校管理運営費について、県立学校における換気対策等に係る備品整備を行うものなどで3,600万円余の増額。2 教職員採用試験事務事業費について、教員の内定確保のため大学や民間企業等と連携・協働し、仕事のやりがいなどについて情報発信をするもので1,700万円余の増額。教育指導課では、1 未来の創り手育成事業費について、一人一台端末を活用した教育を推進するため、ICTヘルプデスクの設置、各学校を巡回するICT支援員の配置、ネットワークアセスメントにおいて、デジタル等成長分野の人材育成に取り組む高等学校への環境整備に対する国モデル事業と合わせて2億1,200万円余の増額。2 不登校対策推進事業費について、市町村が設置する教育支援センターが不登校児童生徒への支援に関する地域の総合的な拠点となるためのモデル構築を行うもので、1,500万円の増額。3 一人一台端末更新事業費につい

て、県または市町村の初等中等教育段階の公立学校における情報機器等、いわゆるタブレット端末であるが、更新に要する資金を積み立てるため、国が補助する形で基金を造成し、機器更新のタイミングで取り崩し、各市町村へ補助していくもので、今回は積み立てとして4億5,100万円余の増額。特別支援教育課のほうでは、1 学校管理運営費について、換気対策に係る備品整備等で800万円余の増額。2 学校給食等緊急対策事業費について、給食等実施見込みより400万円余の減額。次のページ、保健体育課、社会教育課では、1 部活等改革支援事業費について、国委託事業を活用し、公立中学校における地域移行に取り組む市町村で実証事業を実施するもので、それぞれ1,000万円余、400万円余の増額となっている。

3 繰越明許費である。ただいま御説明した補正予算は、年度内に基金への積み立てで終わる一人一台端末更新事業費及び減額する事業は、全て令和6年度に繰り越しをして事業を実施するため、追加するものである。

6の7ページをお願いする。令和6年度当初予算案の概要についてである。1 予算額の概要の合計欄のとおり、令和5年度の当初予算額の814億9,700万円余に対して、令和6年度の当初予算額は828億3,600万円余となり、13億3,900万円余の増額。率にして1.6%の増となっている。

6の8ページをお願いする。2 債務負担行為である。これは複数年に跨って事業を執行する必要があるもので、一覧の項目については9つだが、5事業で債務負担行為を組むものである。各事業の設定理由であるが、No.1からNo.3の浜田養護学校整備事業費は、新校舎設計に係るものを令和7年度に、土地造成工事及び仮設校舎情報機器整備に係る契約を令和6年度から7年度にかけて、そして、仮設校舎のリースに係る契約を令和6年度から10年度にかけて締結する必要があるためである。No.4からNo.5の実習船管理運営費は、神海丸の実習船を令和6年度から7年度にかけて、漁業実習で使用する漁具を保管するために倉庫の賃貸借契約を令和7年度から16年度にかけて締結する必要があるものである。No.6の未来の創り手育成事業費は、県立高校生徒一人一台端末購入支援に係るもので、令和7年度の県立高校入学生に対する、一人一台端末の価格低廉策に関して、令和6年度末に7年度分の契約を締結する必要がある。No.7の青少年の家改修事業費は、青少年の家の特定天井の改修や館内照明のLED化等の工事に係る契約を令和7年度にかけて締結する必要があるものである。No.8からNo.9の古代出雲歴史博物館管理運営事業費は、特定天井改修に係る契約を令和7年度にかけて、展示室や神話シアターの改修工事に係る契約

を令和7年度から8年度にかけて締結する必要がある。

6の9ページをお願いする。ここからは令和6年度当初予算案の課別事業別一覧と、2月補正予算分を含めた各課の主要事業の概要等を課ごとにまとめている。これ以降は各課のほうから御説明する。

総務課である。給与費については、1から3までの合計となるが、対前年度比4,300万円余の増額となっている。その主な要因としては、人事委員会勧告に基づく給与改定による増などである。総務課予算は教育委員会内部管理運営に係る予算がほとんどを占めているが、8の教育事務所管理運営費、9の教育庁管理運営費の中に教育庁本庁や一部の教育機関、教育事務所等に設置をしている障がい者ワークセンターに係る予算として合計で6,800万円余を計上している。

資料は6の10ページをお願いする。障がい者雇用については、法律により、法定雇用率の達成が求められている。障がい者ワークセンターは3年の任用を目安として、一般就労を目指すステップアップ制を取りながら、障がいのある方を会計年度任用職員として雇用している。支援員による指導のもと、事務補助、例えば書類の袋詰めやパソコン入力といった業務に従事する場を運営している。令和5年6月1日時点での法定雇用率は残念ながら達成できなかったが、11月1日時点において実雇用率は2.51%となり、法定雇用率を超えていたので、6月1日時点の状況と併せて公表しているところである。来年度においては、引き続き積極的な障がい者雇用を進め、業務の切り出しや創出などで、障がい者の方それぞれが得意とするスキルと業務とのマッチングなどをサポートする人員の増員を行い、ワークセンター機能の充実を図り、法定雇用率達成に向けて取り組んでいく。なお、このワークセンターは、特別支援学校全12校にも設置をしており、連携して取り組んでいるところである。予算は特別支援教育課にも計上している。全体の概要及び総務課からの説明は以上である。

○幸村教育施設課長 教育施設課分を御説明する。6の11を御覧いただきたい。1番上令和6年度当初予算は総額11億6,000万円余で対前年度比2億5,300万円余の増となっており、内訳は一覧のとおりである。

6の12ページ、主要事業の概要を御覧いただきたい。1 特別支援学校校舎等整備事業は、児童生徒数の増加に伴う教室不足や、校舎の老朽化・狭隘化の解消などのため、必要な整備を行うものである。(1)浜田養護学校の校舎等整備は、現在の校舎面積が国の設置基準を満たしておらず、今後も児童生徒数の増加による教室不足が見込まれることか

ら、今年度2月補正予算で調査などの予算を認めていただき、校舎整備を検討してきたが、令和10年度の供用開始を目指して高等部棟の改築などを行う。建設地は現在の浜田養護学校の運動場や農場などの敷地で、工事期間中、運動場は隣接する浜田ろう学校の運動場を借用し、校舎完成後に改めて敷地内に設置する。農場は近隣の民有地を借用し、活動する予定としている。なお、新たな校舎の供用開始までの児童生徒数の増加に対応するため、駐車場の一部に仮設校舎を建設し、令和7年度から供用する予定である。令和6年度については、高等部棟の設計や仮設校舎の整備などを行う。(2)出雲養護学校雲南分教室の運動場整備は、現在、運動場や屋内運動場がなく、体育の授業のなどは、他の施設まで、スクールバスで移動して行っていることから、教育環境の充実のため、隣接する市有地に運動場を整備することとして、今年度9月補正予算で測量や設計などの予算を認めていただいたところである。現在設計を進めているが、来年度工事を行って、令和7年度から供用開始する予定としている。なお、今回の整備により体育の授業だけでなく、昼休みの運動や部活動などでも有効に活用できるようになると考えている。

2 産業教育設備整備事業であるが、技術革新や産業構造の変化などに対応できる人材の育成のため専門高校の設備の整備を行うもので、(1)情報教育機器や先端技術実習機器の整備、老朽化した機器の更新を行う。具体には、設計図などの作図を行うCADシステムやプログラミングや画像編集などを学ぶためのパソコンなどの機器を設置する予定である。

○吉岡県立学校改革推進室長 6の13ページをお願いする。学校企画課関係の事業について説明する。1行目網掛け部分であるが、令和6年度当初予算総額は59億9,000万円余で、対前年比2億4,300万円余の増額となっている。

主要事業について、6の14ページ、1 児童・生徒のサポート事業である。こちらは、定数に基づく常勤の教員の配置に加えて学校の様々な課題に対応をするため、非常勤講師を追加で配置する事業である。(1)特別支援教育の視点からにこにこサポート事業について、① 小学校の通常学級に100人、② 小中学校の特別支援学級に57人を配置することとしている。② 特別支援学級分の4人増は、1学級の児童生徒数が概ね7名以上という要件を満たす対象学級の増によるものとなる。(2)いわゆる中1ギャップに対応するため、中学校クラスサポート事業については、大規模校に29人を配置することとしている。(3)不登校対応のための学びいきいきサポート事業については、中学校に30名の配置を予定している。なお、※に記載している事業については、昨年度から複数校の兼

務を可能としており、各地域、学校の実情に応じた配置をしていきたいと考えている。

2 教員確保及び働き方改革の推進である。（1）教員確保のための募集広報等についてである。主な取組例としては、1ポツ目、2ポツ目の高校生や大学1・2年生を対象とした教職の魅力を伝える体験活動。3ポツ目、新規採用予定者を対象とした採用前研修の拡充。4ポツ目、教職についていない教員免許保有者へのアプローチ。5ポツ目、民間企業等と連携した広報活動の強化などを図っていききたいと考えている。詳しくは6の17ページの「R6 教員確保のための募集広報等 施策一覧」に記載しているとおりなので御覧いただきたい。次に6の15（2）教員を支えるサポート人材の配置については、働き方改革をさらに進めるために拡充している。① 小中学校の事務作業を担うスクール・サポート・スタッフの配置については、国が、令和6年度全ての小中学校へ配置する方針を示していることから、小学校196校、中学校92校の全校に配置対応できるよう予算を確保することとしている。② 県立学校の事務作業等を担う県立学校アシスタントの配置については、県立高等学校36校、特別支援学校12校の全48校への配置を予定している。③ 学習指導員の配置については、感染症などに伴い必要となる個別指導や補充指導等のサポートのため、小中学校に19人の配置を予定している。なお、※に記載のとおり、今年度から県立学校の学習指導員は②の県立学校アシスタントに統合しており、学校の状況に応じて事務作業や学習支援など柔軟に活用できるようにしている。（3）学校内における業務改善の推進については、従来から行ってきた①重点モデル校における研究実践や②学校内で業務改善を推進するリーダーの養成などを着実に進めるとともに、③入学者選抜や定期試験の採点の効率化に資するよう、令和4年度から試験的に導入していたデジタル採点システムを県立高等学校全校に導入する予算を計上している。④⑤今年度6月補正で認められたスクールロイヤーや教員の事務に関する相談に当たる教員サポーターの配置を継続して行う。（4）県立高校寄宿舎への外部舎監の配置については、宿日直業務を教員に代わって外部舎監が実施できるよう、来年度も予算を確保したいと考えている。（5）緊急校務支援員の配置については、近年、公立小中学校を中心に教員不足が深刻になっている。当然、未配置が生じないように教員を確保していくことが重要であるが、仮に教員の未配置が発生した場合、教員の校務負担を軽減する必要があるため、緊急校務支援員という免許を有しないサポート人材を市町村が配置できるよう、全額県費で予算を措置するものである。

3 高校生の住まい確保支援について、県立の寄宿舎に加え、市町村が主体となって高

校生の住まい確保を行う場合に、その運営費を補助する仕組みである。6の16ページの表を御覧いただきたい。左側(1)従来から行ってきたみなし寄宿舎運営費補助金、右側(2)が令和4年度に創設した柔軟な枠組で支援を行う共同下宿運営費補助金である。この2つのスキームで支援を行っていく。(2)共同下宿は入居者数を10名から15名と想定し、1施設当たりの補助上限をこれまで400万円としていたが、来年度想定を超える入居者数の施設整備が計画されており、運営費の増加が見込まれることから、1施設当たりの補助上限をみなし寄宿舎の算定方法と同様に、施設の規模に応じた形で見直しをした。一番下の現在の対象施設の欄にあるように、既存施設に加え、来年度から新規で認定する予定の施設に対しても適切な支援が行えるよう予算を計上している。

4 普通科改革支援事業について、こちらは国の制度改正に伴って、新しい普通科設置校及び設置予定校にコーディネーターの配置や運営指導委員会の開催等を行うための、文部科学省の委託事業である。県内では、令和4年度に「地域共創科」を設置した隠岐島前高校などで活用を予定している。

6の18ページ 少人数学級編制についてである。真ん中の表を御覧いただきたい。島根県においては、県独自の学級編制の見直しを令和3年度に小学校2年生と中学3年生、令和4年度に中学校2年生で、この2年間をかけて実施してきた。県としての少人数学級編制の見直しは令和4年度で完了しており、県のほうでの内容の変更はない。表の中のかっこ内の数字が国の学級編制基準である。令和4年度に小3(網掛け)から段階的に35人学級とすることになっており、令和6年度については小5が35人学級となり、県単加配を行っていたものが国の経費で措置されるという形になる。小6から中3までは引き続き、県独自の基準で少人数学級編制を行うことになる。表の下(1)県独自の少人数学級編制等に伴う加配が74人。これとは別に(2)学校の抱える課題解決・制度改正対応のための加配を今年度と同数の40人配置することとしている。この加配はポツに書いてあるように、不登校支援、生徒指導の充実、学校課題解決のための先進的取組の推進、更には暫定再任用や経験豊富な方などを活用した人材育成及び学校の管理職支援など、学校の課題にきめ細かく対応するためのものである。なお、※に記載のとおり、国の35人学級の実施に伴って国の加配が減らされる懸念もあるので、そうした場合には別途県独自の加配による補充も検討していく。

○小林教育指導課長 教育指導課関係を御説明する。6の19ページの令和6年度当初予算の総額は17億3,000万円余で前年度に比して2億2,500万円余の減となっている。減

額の主な理由は、2 未来の創り手育成事業の、県立高校における生徒一人一台端末に対応した通信増対応のための教育用ローカルネットワーク構築終了によるものが3億3,200万円余の減である。また、5 幼児教育総合推進事業の国補助メニューが一部廃止されたことなどである。教育指導課の各事業は一覧のとおりである。

6の20ページの主要事業の概要について、幼児教育推進室、地域教育推進室、子ども安全支援室の所管事業を除く教育指導課の事業について、私から説明申し上げる。

1 学力育成推進事業である。児童生徒の基礎的な知識・技能の定着や活用力を伸ばしていくため、市町村と連携し、学力の実態把握や授業の質の向上など、学力育成の取組を推進していく。学力定着状況を把握するため、小学5年生から中学2年生までを対象とした県学力調査を引き続き実施する。実施教科は小学校が国語、算数。中学校が国語、数学、英語。小・中学校両方で意識調査を実施する。また、令和6年度から新たに小学校低学年段階における学習のつまずき等を把握し、授業改善に生かしたり、子どもたちの学習支援を行うための調査を実施する。学力調査等において、どの問題ができないかは把握できるが、なぜその問題ができないのか、学習内容のどの段階で何につまづいているのかは、子どもたち一人ひとり異なる。近年の全国及び県の学力調査結果分析から小学5年生から中学3年生において、算数・数学のように、特に学習内容に系統性のある教科においては、下の学年で習ったところまで遡って指導が必要になることがあることが明らかになっている。既に習った学習内容におけるつまずきは、次の学習内容の理解に影響を与えることが多く、児童生徒の学力の育成を図るためには、特に小学校の低学年段階において、どこで子どもがつまづいているのか、また、それはなぜなのかを把握し、学習支援に繋いでいくことが大切である。この調査は子どもを理解し、教員の指導に活用できる調査であり、教員が知識や経験による対応ではなく、客観的な分析をもとに授業改善の視点を持つことが期待できる。令和6年度は学校を抽出して実施することとし、市町村教育委員会や学校への説明会や研修も併せて行っていく。このほか、グローバル人材育成に向けて、高校生による英語でのイベント大会の開催や英語教育における外国語指導助手の活用を引き続き進めていく。

2 未来の創り手育成事業である。教育を取り巻く環境が大きく変わる中、各校が主体的で組織的な教育活動を実践できるよう、授業改善・学力育成の取組を推進していく。また、地域社会へ貢献できる子どもたちを育成するため、学校図書館やICT機器も活用しながら他者と協働して自分の考えを深める教育を引き続き推進していく。(1)しまねの

高校生学力育成事業は、基礎学力をしっかりと身に付けさせ、人生や社会で生かすことのできる確かな学力や、学び続ける意欲を育むための事業を引き続き実施する。図にお示しするとおり、教育を取り巻く環境は大きく変わってきている。これらの変化に対応するため、普通高校では主幹教諭の配置、専門高校においては最先端の産業設備の導入などを行い、また県内大学のキャンパスが所在する松江、出雲、浜田に高大連携推進員を配置してきたところである。取組の方向性としては生徒に対して、多様な進路選択を示すことができるよう、県内大学と連携した取組を引き続き強化していく。6の21ページを御覧いただきたい。令和6年度の主な取組のうち、③教科「情報」の授業支援については、いよいよ令和7年度大学入学共通テストから、「情報」の科目が新たに試験に加わる。これまで教員の悉皆研修、オンライン教材を用いた事業支援ツールの導入、県教委と有識者、各校情報科担当教諭の情報共有、学びの場である教科情報科コミュニティ運営などを実施し、情報科教員の授業力向上と情報科を指導する教員のネットワークづくりを行ってきたところであるが、大学入学共通テストの実施年である来年度については、これまでの取組に加え、受験等への体制面についても、教員等による情報コミュニティなどの事業を通して、生徒の進路実現がかなうよう努めていく。④令和4年度から専門高校への理数教員の加配を行っているところであるが、令和6年度は理数常勤職員を新たに2名追加の計7名、非常勤教員を新たに1名追加の計2名とする予定としている。次に(2)しまねの学力育成プロジェクトは、小中学校に関してであるが、児童生徒の学力学習状況を調査し、①有識者による分析をもとに効果的なやり方を見いだす学力経年変化調査及び検証の実施、②外部支援の活用に取り組みしていく。(3)理数教育の充実に向けて、小中学校でしまね数オリンピック、中高で科学の甲子園県予選を実施する。6の22ページ(4)学校図書館の活用は、学校図書館を拠点とした子どもたち一人ひとりに寄り添った支援を行う学校司書等による学びのサポート事業や、学校図書館を活用した授業モデルの研究、12学級未満の県立高校への学校司書配置、司書教諭の養成に取り組みしていく。(5)県立高校における生徒一人一台端末に対応した環境整備では、個人負担による端末購入経費の一部補助等の導入支援策等を引き続き実施していく。③一人一台端末を活用し、円滑な教育活動を行うための支援センターであるGIGAスクール運営支援センター事業は、新規でネットワークアセスメントを実施する。現状のネットワークを分析、診断することで、ネットワーク環境の現状を把握し、最適な通信ネットワーク環境の実現を目的とするものである。(6)各学校・課程・学科の垣根を越える高等学校改革推進事業については、次

のページの図も御確認いただきたい。現在、益田高校を拠点に小規模3校に遠隔授業配信を実施しているCOREハイスクールネットワーク構想の後継事業となる。現在の事業では実証検証から遠隔授業の配信方法、授業手法については、単位認定を含む履修まで実現できることが検証できた。一方で、学校を拠点とした配信では、教員、学校の双方の負担が大きいなどの課題も明らかになった。後継事業においては、遠隔授業実施に係る拠点構築と環境整備を行い、生徒の多様な学習ニーズに対応することを目的としている。令和6年度は遠隔事業の拠点整備を行い、令和7年度以降、拠点からの配信を検証する予定としている。6の23ページをお願いします。(7)高等学校DX加速化推進事業についてである。現在、国が主導して、大学教育段階でのデジタル理数分野への学部転換の取組を進めている。その政策効果を最大限発揮するためにも、高等学校段階におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の抜本的強化が求められている。本事業では、情報、数学、理科等の教育を重視するカリキュラムの実施、ICTを活用した文理横断的な探究的な学びを促進するために、学校における校内環境を整備する経費を支援する。学校の取組例は記載のとおりである。

3 一人一台端末更新事業では、2種類の情報機器の更新を行う。まず、GIGAスクール構想のもとで整備した義務教育段階の公立学校における一人一台学習端末を県または市町村の更新計画に基づいて、原則として共同調達により更新をする。次に、初等中等教育段階の公立学校、これは幼稚園を除くが、その公立学校における視覚や聴覚、身体等に障がいのある児童生徒の障がいに対応した入出力支援装置を更新する。こちらは共同調達の対象外である。いずれも令和6年度から10年度までの5年間で計画的に更新を行う。更新に係る費用に充てるため、国からの補助により都道府県に基金を造成することとされ、令和5年度には事業期間中の経費の一部が基金造成費として交付される予定となっている。2月補正において、基金への積み立てのための歳入・歳出予算いずれも4億5,100万円余を計上している。6の24ページを御覧いただきたい。市町村等による更新は令和6年度から開始し、その更新計画及び更新に係る事業費の基金からの取り崩し計画を表にお示ししている。事業の内容は、1台当たりの補助上限額3万6,000円を、基金を取り崩して実施する。実施の方法は、県と19市町村が参画する共同調達に関する協議会を設置し、これは現在のGIGAスクール構想推進に向けた県市町村協議会を発展的に改組したものであるが、協議会で決定した業者と市町村等が随意契約を行う予定である。共同調達は、県及び市町村が共同して端末を調達することで予算を効率的に執行できるとの観点から、国

の補助要件とされている。協議会では、③の内容を決定していく。共同調達に係るスケジュールは表にお示しするとおりである。毎年同じスケジュールで実施する予定にしている。なお、入出力支援装置の更新は補助率が10分の10で共同調達の対象外となっている。令和6年度は市町村更新分への補助、その他都道府県事務費を含む4,800万円余を当初予算に計上している。

6の25ページを御覧いただきたい。4 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業である。本県の日本語指導が必要な児童生徒数は、平成30年度は199人であったが、以後、情勢の影響を受けながら増加しており、今後も増加が予想される。(1)の事業については、特別の教育課程による日本語指導を行うなど、日本語指導の充実に力を入れている市町村に対し、国の補助事業を活用して引き続き支援していく。また、日本語指導が必要な児童生徒の多い小中学校への教員加配、これは学校企画課において行うものであるが、これも引き続き予定しており、令和6年度は小学校に14人、中学校に8人を予定している。(3)県立学校における対応としては、宍道高校定時制における日本語指導が必要な生徒受け入れ体制について、母語ができる日本語指導員を1名増員し、4名とすることで、体制を強化していく。また、宍道高校以外の県立学校において、保護者が日本語の読み書きや聞き取りができない場合、学校からの文書の翻訳や保護者との面談時の通訳を生徒本人が行うなど、生徒や教員の負担が発生する等の課題があるため、令和6年度から新たに文書翻訳や保護者面談時の通訳を外部委託することで、生徒や教員の負担軽減支援を行う。(4)日本語指導が必要な児童生徒への指導方法の工夫、改善及び指導力の向上を目的とした研修会を引き続き開催していく。室を除く教育指導課は以上である。

○石橋幼児教育推進室長 6の26ページをお願いする。5 幼児教育総合推進事業についてである。県内の幼児教育及び幼小連携・接続推進のため、県幼児教育センターは、市町村の体制構築のため、引き続き支援していく。幼児教育センターとしては、(1)幼児教育に関わる研修の充実を図る。(2)幼小連携・接続の推進のため、幼小連携接続に係る研修など、全市町村で実施することを目指し、講師派遣、企画に係る指導助言等を行う。(3)幼児教育の質の向上に関わる内容としては、市町村担当者やアドバイザーなどへの指導・助言、研修支援等によって、市町村体制整備のための支援に取り組む幼児教育コーディネーターを新規配置し、市町村への支援に取り組んでいく。

○岩田地域教育推進室長 6の27ページをお願いする。6 教育魅力化人づくり推進事業である。本事業は、生徒の将来の選択肢を拓げるための学校教育の充実に向け、学校と

地域が協働して取り組む「教育の魅力化」に対して支援を行うものである。事業は大きく分けて4項目あり、（1）子どもたちの生きる力を育む基盤となる学校と地域の協働体制、いわゆる高校魅力化コンソーシアムの運営に係る経費を支援するものである。（2）その構築されたコンソーシアムの中で、地域と協働した探究学習、大学や企業と連携した取組、県内進学、県内就職に資する取組に対して、支援をしていく。（3）県立高校の更なる魅力化を図るための各種事業である。①地域と学校をつなぐコーディネーターの研修の充実、②各高校で策定しているグランドデザインの着実な実施、③学校が行う県外の中学生募集に対する支援や県外中学生の学校見学ツアーなどを支援していきたい。なお、資料上では萩・石見空港の利用促進ということで、西部の高校を挙げて、来年度実施するとしているが、県東部の高校においてもこの県外中学生を迎えたバスツアーを予定している。（4）高大連携の推進については、課長が申し上げたとおり、県立高校普通科 21 校に主幹教諭を配置、あるいは高大連携推進員 4 名を配置して、大学の学びがどのようなものか、あるいは大学の学びの魅力など、生徒主体の取組を実施していく。

○高倉子ども安全支援室長 7 悩みの相談・不登校対策事業についてである。いじめや不登校等の課題に対し、学校の早期相談体制の整備を支援するなど、未然防止や早期発見・対応等の取組を進めていく。（1）悩みの相談事業である。①スクールカウンセラーについては、来年度も全ての公立学校へ配置する。②スクールソーシャルワーカーについては、中核市である松江市を除き、18 の市町村へ委託する。県立学校については、これまでの宍道高校と浜田高校定時制・通信制に加え、新たに三刀屋高校掛合分校に配置する。それ以外については、子ども安全支援室から派遣する。6の28ページをお願いする。⑤いじめ、不登校等に関する相談窓口については、いじめ相談テレフォン、24 時間子ども SOSダイヤル、及び教育センターにおいて電話や来所による相談に対応する。⑥SNS相談は公立・私立の中学校、高等学校、特別支援学校の中等部、高等部の生徒を対象に4月から1年間開設する。（2）生徒指導体制充実強化事業である。②いじめ等対応アドバイザーとして、弁護士、臨床心理士の外部人材を活用し、学校現場を支援する体制の充実を図っていく。（3）不登校対策推進事業である。①県内にある 12 の教育支援センターを所管する 10 の市町村に対して、財政支援や運用面での支援を行う。②教育支援センターで不登校児童生徒への支援に係る地域の総合的な拠点となるためのモデル構築を行う場合に、国委託事業により実施する。⑤フリースクール等と協議会を設置し、意見交換を実施していく。

○八東特別支援教育課長 特別支援教育課の事業について御説明する。6の30ページをお願いします。1番上の網掛けにあるが、令和6年度当初予算は13億1,500万円余の予算となっている。前年度比で1億5,100万円余の増額になっている。この増額は、2 就学奨励費が来年度、特別支援学校在籍幼児・児童・生徒数が増えるので、そういったところで増えている。5 学校管理運営費のところでは人件費と、この後話すが、通学支援の拡充、そういったところでの増額となっている。

6の31を御覧いただきたい。1 インクルーシブ教育システム構築事業については、全ての学びの場で特別支援教育を充実させ、障がいがある子どもの自立と社会参加を促進し、地域を支える人材を育成していく。(1) 発達障がいの可能性のある子どもへの支援事業とあるが、特別支援学校のセンター的機能を活用して、小中学校等への相談支援を継続して行っていく。(2) 高等学校特別支援教育充実事業は、その表にあるように、自校通級、拠点校方式、そして難聴通級などの通級による指導を行っており、全ての県立高校の通級による指導が可能になる体制を整備している。引き続き実践を重ねながら、取組を充実させていきたい。②本課の方に合理的配慮アドバイザーを配置して県立高校への相談支援をしていきたい。(3) 切れ目ない支援体制整備事業であるが、こちらについては就学前から就労までの一人一人の教育的ニーズに応じた支援体制を構築するために、関係機関と連携して、個別の教育支援計画の作成活用による体制を充実させていく。(4) 特別支援学校機能向上事業は、医療的ケア担当者の研修、学校看護師の配置。また、教員の授業力向上など、特別支援学校に関する機能を向上させるというものである。(5) 特別支援学校と地域の連携強化事業は、来年度についても地域活動やスポーツ文化活動を通じて、学校と地域の繋がりを強化し、教育活動を地域に広げていきたいと思っている。

2 特別支援学校職業教育・就業支援事業は、特別支援学校高等部生徒の進路先の確保や就職後の定着、技能向上に向けた取組を推進するために、進路指導主事の代替非常勤講師を配置している。また、合同学習や成果発表の場を通して生徒の就業に向けた意欲やスキルの向上を促していく。

3 特別支援学校の通学支援の拡充については、昨年度から拡充を進めている。昨年度までのところで、各地13便のスクールバスによる通学支援を行っていたが、昨年ので拡充をしている。この表にあるように1から4のところが昨年度のところで拡充したものになる。来年度についてもNo.5、No.6の2便について、スクールバスの増便をしたいと思っている。次ページに図を載せている。黄色い矢印のNo.1からNo.4については、昨年

から拡充している。赤い矢印のNo.5、No.6は、来年度から拡充するものである。6の32にお戻りいただきたい。(2)朝の預かり機能の確保ということで、学校の始業時間より早い時間から幼児・児童・生徒を学校等に預けることができる環境整備である。昨年度、松江養護と益田養護で始めたが、来年度、出雲養護と浜田養護を加え4校で実施する。

○徳永保健体育課長 保健体育課関係分について6の34ページから願います。事業別の予算額一覧である。当課の令和6年度当初予算の総額は、2億4,000万円余で今年度に比べ1億2,400万円余の増額となっている。増額の主な要因は、8 インターハイ実施競技支援事業費について、令和7年度の中国ブロック開催に向けて、今年度から予算を計上し、準備を進めているが、開催前年度となる来年度は、県及び各開催地市町に実行委員会が設立され、各実行委員会への運営費補助や、競技備品の整備に必要な経費を計上すること。

9 部活動改革支援事業費について、部活動指導員など外部指導者の配置に係る経費や部活動の地域移行に向けた市町村への補助費について、今年度は働き方改革の関連として学校企画課に計上しているものを、令和6年度は部活動関連として、運動部活動分を保健体育課で計上することとしたこと。この2点が増額の主な要因である。

当課の主な事業内容について6の35ページから願います。1 子どもの体力向上支援事業・学校体育指導力向上事業については、幼児期から運動に親しむ習慣を身に付け、生涯にわたり健康な生活を送れるよう、引き続き学校や地域での子どもの体力向上を目指した取組を進めていく。(1)未就学児の体力向上推進事業では、①幼稚園・保育所・小学校の教職員等を対象とした指導者研修や、②幼稚園・保育所等への専門指導者の派遣により、未就学児の成長に応じた効果的な運動遊びを日常の保育等で実践できるよう、教育指導課の幼児教育推進室と連携しながら、教職員の資質向上を図っていく。(2)体力向上のための調査研究事業では、例年同様に体力テストを実施し、その結果を分析してまとめ、学校や地域での体力向上の取組につなげる。(3)令和の日本型学校体育構築支援事業では、保健体育科目において、柔道等の武道やダンスなど、指導に不安を抱える教員が多い領域についてモデル校を指定して、指導の充実を図るための実践研究などを実施する。

2 食育推進事業については、次代を担う子どもの望ましい食習慣の形成等を推進するために、(1)食育用の副教材である食の学習ノートを作成し活用する取組や、(2)食育推進の中心的役割を担う栄養教諭を対象とした研修を実施する。(3)朝食欠食など、課題が多い高校生を対象に食への関心や意識を高めるための啓発の取組を強化し、手軽に

栄養が摂取できる日本の伝統的な料理、みそ汁をテーマとしたコンテストなども実施したいと考えている。

3 健康教育推進事業・子どもの健康づくり事業では、子どもたちの心身ともに、健やかな成長を目指して、学校保健活動を推進していく。具体的な取組は6の36ページをお願いする。(1)しまねっ子元気プラン策定事業では、各学校で策定する学校保健計画の指針となる県の計画であるしまねっ子元気プランについて、現行の第3次計画を改定し、新たな第4次計画を策定する。(2)専門家・専門医による指導事業では、引き続き性に関する問題や、スマートフォンなどのメディア接触の長時間化による生活習慣の乱れなどの健康課題に対応するため、専門家等の学校への派遣などに取り組んでいく。

4 インターハイ実施競技支援事業では、令和7年度の中国ブロックでの開催に向けて、冒頭で触れたが、開催前年度となる令和6年度は(1)(2)のとおり、県及び開催地市町の実行委員会の設置や、(3)競技備品の整備、(4)選手強化などを進めていく。参考までに、島根県内での開催競技種目と会場の市町を表で記載している。

5 部活動対策支援事業では、将来にわたり、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するとともに、新たな地域人材の活用などにより、部活動における教員の働き方改革等を推進していく。(1)部活動地域人材活用支援事業では、教員に代わって専門的な指導を行う部活動指導員などの県立学校や公立中学校への配置について、制度を拡充し、予算を増額することとしている。拡充の内容については、3つのポツで記載している。1ポツ目、これまでの教員に代わって単独で指導等を行う部活動指導員や、顧問の競技の経験がない場合などに一緒に指導を行う地域指導者に加えて新たに技術的な指導は単独で行うが、生徒指導上の責任が大きい単独引率などを担わない地域連携指導員の区分を新設し、地域人材の更なる活用を推進すること。2ポツ目、地域指導者について、これまで交通費相当額の支給がなく、近隣だけでは確保が困難といった課題があったが、より広域からの確保が可能となるよう、遠方から指導に来る場合には、謝金に交通費相当額の一部を加算することとした。3ポツ目、今後の円滑な地域移行に向けて、地域指導者の謝金の支払い先を個人だけでなく、競技団体など団体への支払いが可能となるように追加するなど、学校現場のニーズに応じて支援を拡充することとしている。その下には①から③で、3つの指導者の区分、それぞれの配置予定人数と、その下の表でそれぞれの主な役割や要件等を記載している。時間の都合上、詳細な説明は割愛するので後ほど御覧いただければと思う。また、部活動改革については、この他に6の38ページ

(2) 地域クラブ活動への移行に向けた実証事業では、下の図で示している公立中学校の部活動の地域移行に向けて、市町村がコーディネーターの配置を含む運営団体・実施主体等の体制整備や指導者の確保、参加費用負担への支援などに関する国の実証事業の活用を希望する場合に支援することとしている。この実証事業は、国の経済対策を活用し、2月補正予算での計上となる。なお、これらの部活動改革支援事業については、運動部活動だけでなく、文化部活動も同様の取組を行うが、予算は当課が運動部分、社会教育課が文化部分をそれぞれで計上することとしている。

○土江社会教育課長 6の39ページをお願いする。社会教育課の事業別一覧である。令和6年度当初予算額6億7,500万円余は、令和5年度当初予算額に比べて、2億2,300万円余の増となっている。増の大きな要因としては、12 青少年の家事業費、後ほど説明するが、工事費等を計上しているものと、8 部活動対策支援事業費について、保健体育課から説明があったとおり、文化部活動関連経費を計上しているものである。

6の40ページ、主要事業の概要について御説明する。1 ふるさと人づくり推進事業については、島根県の次の世代を担う、人材育成等に取り組むもので大きく2つの事業に分かれている。(1) つながりづくり「ふるさと活動」実践事業は、子どもたちが県内外の大学生や地域の大人の支えのもと、子どもたちが主体的に行う活動を支援するとともに、活動の好事例を波及させるための交流会を開催するなど、他の市町村や団体にもこの取組がつながるよう、働きかけていく。(2) 「学びのサイクル」による人づくり促進事業は、公民館等と地域団体が連携して行う実践活動をきっかけとして、地域の皆さんが気づきや達成感、向上心等を得て、次の学びに向かい、それを繰り返すことによって成長していく「学びのサイクル」が生み出されることをねらいとしている。このような活動を通じた人材育成に取り組む市町村を支援するとともに、活動事例の周知・広報を行っていく。

2 ふるさと教育推進事業である。地域の教育資源を学びに生かし、子どもたちのふるさとへの愛着・誇り、貢献意欲や、確かな学力、実行力の育成に取り組む市町村を支援するものである。(1) 運用を一部見直した上で、ふるさと教育を推進する市町村や小中学校の取組を支援するために交付金を交付し、(2) ふるさと教育の質の向上を図るため、ふるさと教育担当教員向けの研修を行うほか、地域教育資源や優良事例をホームページに掲載し、普及啓発や活用を図っていただくこととしている。なお、ふるさと教育は市町村教育委員会で活動の点検を実施していただくこととして、市町村と連携しながら現在準備を進めている。

次のページ、3 社会教育士確保・養成事業は、社会教育士等の育成を図るもので、

- (1) 令和2年度より島根大学と連携し、また、島根県立大学地域政策学部の教員の協力を得て、「人づくり」、「地域づくり」の両面から社会教育士を養成していく。また、
- (2) 県内大学等で実施される講習への教員派遣を継続して進めるとともに、(3) 例年実施している研修会のほか、新たに島根の社会教育士大交流会を開催し、養成した社会教育主事、社会教育士のネットワーク化を図ることとしている。

4 青少年の家事業である。青少年の家については、来年度より、(2) 特定天井の耐震改修工事や館内照明のLED化などを実施する。また、これに併せて施設の屋根や外壁の改修工事など、総務部所管の長寿命化工事の実施も予定している。令和6年度に実施設計、発注、契約をし、令和7年度に施工となるが、改修工事の対象となる管理研修棟、宿泊棟を利用する研修の受入れを中止することとしている。休止期間は令和7年6月から令和8年3月までを予定している。この間は、体育館や屋外創作棟など、改修を行わない室内施設を活用したプログラムや、湖面活動やサイクリングなど場外プログラムの提供は継続するとともに、宿泊研修については、県立少年自然の家や大田にある国立三瓶青少年交流の家を御紹介していく。

○山崎人権同和教育課長 6の42 ページ、人権同和教育課であるが、令和6年度当初予算として4,160万円余を計上している。

6の43 ページお願いする。複雑化・多様化している子どもの困難に対応するために、社会福祉との連携を中心とした事業を推進していく。

1 進路保障推進事業費 (1) 学習支援事業では、市町村を実施主体として、生活困窮層やその周辺層の子どもを対象とした居場所創出等の支援をする。(2) 学校・福祉連携モデル事業では、モデル校及びモデル自治体の実践を通じて、困難を抱える子どもや家庭を早期発見し、速やかに適切な支援機関と連携するためのノウハウを、現在蓄積、整理しているところである。今後報告書やリーフレットの作成や、2 人権教育推進事業における教職員研修といった形で学校現場への周知、教職員のスキルアップ、学校現場の負担減を図っていく。

○村上文化財課長 6の44 ページをお願いする。文化財課分である。令和6年度当初予算額については16億2,700万円余である。今年度と比べて4億7,600万円余の増額となる。主な要因としては、8 埋蔵文化財調査センター事業費が国の高速道路や河川改修事業に伴う発掘調査の新規受託等により3億400万円余の増額となること。また、12 古代

出雲歴史博物館管理運営事業費が、天井の耐震改修や魅力アップ事業の実施などにより1億4,900万円余の増となる。

資料6の45ページ、主要事業の概要についてである。1 島根の歴史文化活用推進事業については、研究の成果を活用して島根の豊かな歴史文化の魅力を県内外に発信し、文化財の保存継承への気運醸成や交流人口の増加につなげていくことを目的としている。事業内容については、(1)から(3)までのとおり、県内での連続講座等の開催のほか、島根の歴史文化や県内の日本遺産についてオンライン配信併用の講座やシンポジウム等を開催し、全国に情報発信する。(4)東京での連続講座の開催や講座の受講者を主なターゲットとして、萩・石見空港を利用した地域の歴史スポットを巡っていただくツアーの実施に取り組む。(5)他県と連携した取組として、古代をテーマに共同研究を進め、その成果を全国に情報発信していく。

2 未来へ引き継ぐ石見銀山保全事業については、世界遺産石見銀山遺跡の適切な管理と未来への継承を目的として、「調査研究」、「保存整備」及び「情報発信」の3本の柱で事業を推進する。内容については、(1)から次のページ(3)までのとおり、石見銀山遺跡の価値や魅力を高めるための調査研究事業の実施、大田市が行う遺跡の保存整備事業や世界遺産センターの管理運営への支援、県内外に向けたオンライン講座、出前講座や企画展の開催などにより、幅広く情報発信を行うなど、石見銀山の価値や魅力の磨き上げや認知度向上に努めていく。

3 古代出雲歴史博物館管理運営事業についてである。事業としては、(1)指定管理制度により施設運営や維持管理をするとともに、島根の歴史文化について調査研究の成果を活用した展覧会や関連講座等を開催している。(2)来年度から令和8年度にかけて、エントランスホールや中央ロビーの特定天井の耐震改修や、併せて面積等の要件で特定天井には当たらないが、神話シアターの天井の耐震改修を行うこととしている。(3)耐震改修工事に合わせて、神話シアターの映像機器の更新や、展示室を学校で利用しやすいよう教科書の流れに合わせた通史展示への改修、多言語に対応した映像の制作、また、手でさわられるレプリカである模铸件を作り、休館中に出前講座や再オープンに向けた県内外の展示などで活用する考えである。このほか、空調設備のオーバーホールなど長寿命化工事も行われる予定となっている。来年度から準備を進めていくが、工事期間や工事完了後に必要となる養生期間などを考慮し、令和7年4月から令和8年9月末まで休館することとしている。

○舟木福利課長 福利課である。6の47ページをお願いします。福利課の令和6年度の当初予算は2億4,800万円余で、令和5年度に比べて2,500万円余の増額となっている。事業一覧の中の2 教職員の法定の健康診断を実施する事業となる。4は教職員を対象としたストレスチェックの実施、専門カウンセラーや臨床心理士による心の健康相談を行うものである。7は県内各地の教職員住宅の維持管理の費用である。これら教職員の福利厚生に関する事業に取り組んでいく。

○朋澤委員 6の41の社会教育士の確保と養成について教えていただきたい。社会教育士の方々が、周りでも少し増えてきたように思うが、社会教育主事と社会教育士というのは同じではなく、何かの研修なりを受けられて社会教育士の資格を取得するようなイメージでお伺いしているが、社会教育士になるための受験資格、資格取得資格がどのようなものなのか、県内どれくらいおられるのかということと、ここで、社会教育士の大交流会をされるように伺ったが、社会教育士の方の学校における役割と地域における役割とどのようなことがあるのか教えていただきたい。

○土江社会教育課長 1点目は社会教育主事となる資格を得るまでの流れということで、大学で、例えば社会教育という科目の単位を取得する。あるいは主事講習の受講の資格を得るために、例えば教員免許を持っているとか、あるいは実務経験など様々なものがあり、そういった受講資格のある方については、社会教育主事講習を受けていただくとか、そういったことの流れがあつて有資格者ということになる。詳細については、いろいろ複雑なものなので一言では言えないが、一定の講習を受けていただいて、資格を取っていただくということになっている。現在、何名県内にいるかということだが、4年度までに養成した職員が186名で、これは講習を終了した者ということで把握をしている。令和2年から4年度まで、これが実際に、各学校、あるいは地域でどういう活動をしているかということであるが、非常にまちまちな状況であり、実際に学校で教員籍の方が社会教育士の称号を取られる方もおられたり、各地域で、それぞれの課題に携わりながら、そういう称号を得ている方もおられる。様々あるので、それぞれの活躍をこの度、大交流会、仮称ではあるが、どういった方が、どういったところで活躍しておられるかということ把握をやって、お互い情報交換をするという目的で、今回させていただきたいというふうに考えている。

○朋澤委員 社会教育主事と社会教育士は違うのか。

○土江社会教育課長 制度が変わってということ。

○朋澤委員 今まで県大とかに行かれて、社会教育主事の任用資格を取られたりしていたかと思うが、またそれとは別にとのことか。同じけど同じではないというか。

○土江社会教育課長 従前の社会教育主事であっても、新たに講座を受けるということで社会教育士の称号を受ける事ができる。

○朋澤委員 仕事の内容としては共通しているということか。

○土江社会教育課長 社会教育主事については、教育委員会等で発令をしていただくものということになる。社会教育士であると、例えば公民館の方であるとか、あるいは地域で活躍をしていただく方も社会教育士になることができる。

○朋澤委員 島根県は、各市町に社会教育主事の先生を派遣していただいている、とても地域づくりに活躍していただいているところなので、その方とその社会教育士の方々が全く同じなのか、そうではないのか。そこら辺の住み分けが聞きたかった。

○黒川委員 6の5であるが、国が進めるG I G Aスクール構想に向けた取組は、国の予算も入って未来の創り手育成事業費もかなり予算がついて、この2、3年でこのG I G Aスクールがどんどん進んでいくのではないかという期待を込めて聞くのだが、D X事業の予算が15校分付いたと聞いた。今のところ、玉湯学園がD Xの事業でされていると思うが、構想を進める上で、モデル校は島根県で、どんどん増やさないといけないと思っている。予算が付いたというところでどのようにこの15校を募集するのか。そのスケジュール感というのが知りたいと思ったが、それはもう来年度の話になるか。

○小林教育指導課長 委員御指摘のD Xについては、G I G A教育でのおそらく玉湯学園のD Xリーディングスクールのことではないかと思う。ただ、実際のところ、受け入れていただく学校が令和5年度も最後までなかなか決まらず、受け入れていただくまでかなりの学校に声掛けをしたという経緯もあり、まだ明確なものがない。今後、更にそのあたりの計画を詰めていかなければならないと考えている。義務教育についてはそういった状況である。

○生越委員 続きで、教育指導課の①にI C Tのヘルプデスクを設置すると書いてあるが、これはどこに設置されるのか。学校が助けてと言ったらすぐに来てもらったり、対応ができるのか。

○小林教育指導課長 ヘルプデスクについては外部委託をしているので、各学校から業者に直接電話等で連絡を取れるような形にしている。

○生越委員 全て学校に周知されているか。

○小林教育指導課長　そういうことである。

○朋澤委員　6の26の幼児教育総合推進事業についてお聞きしたい。来年度からは例えば西部・東部合わせてのアドバイザーの派遣は無いように認識をしているところだが、

(3)の下を表に幼小連携・接続アドバイザーと幼児教育コーディネーターとあって、幼児教育コーディネーターは、派遣事業もあると言われた。その派遣というのは、(3)の市町村担当者の指導・助言、幼児教育施設への同行・研修支援とあるが、実際に、各施設の研修は市町村が担うところだろうと思うので、県から直接というのが難しくなるかと思うが、お願いをしたら、県のほうから、保育所なり幼稚園なりに直接研修・助言に来ていただけるのか。

○石橋幼児教育推進室長　あくまでも設置者である市町村が主体である。訪問指導の体制状況によっては、市町村からの要請に応じて、コーディネーター、また指導主事が同行支援等で対応していくということになる。なので、幼児教育施設から幼児教育センターへの直接の申請依頼という形ではなく、あくまでも市町村がしっかりと実態を把握した上で、訪問に同行が必要ということならば、それに一緒に支援していくということになる。

○朋澤委員　そうだろうと思いながら、少し期待を持って伺った。市町村も財政が厳しく、特定の指導の先生をお願いしたり、年間を通じての研修体制を整えるのが難しく、苦慮しているところであるが、今の答弁で、頑張ろうと思った。

○石橋幼児教育推進室長　市町村アドバイザーだけではなく、市町村担当に対する研修というところも、今年度よりも更に充実させたいと思っており、御心配なところがないように、市町村と連携を取っていきたいと思っている。

○朋澤委員　幼小連携・接続についても、昨年度は、主任保育士に対しての研修をいただき、その前は所長に対する研修もいただいたので、そのまま続けていただいて、他の職員にも、園内で共通認識を図っているつもりであるが、実際、学校の先生方と一緒に研修できる機会が少ないので、続けていただくと大変ありがたい。

○生越委員　6の35、食育推進事業で、栄養教諭を対象とした研修とあるが、栄養教諭の先生方はそんなに配置されていないのかなと思う。実際にこの栄養教諭の先生が、あまりうちの学校に来てくれているような感じがなく、どんな業務をされているのか教えていただきたい。食育関係のボランティアでお話をいただいたことがあるが、学校の献立のことなどについてお話を伺ったことがあるが、実際に学校でどんな活動をされているのか。

○徳永保健体育課長　栄養教諭の配置は、調理場の要件で、単独調理上で1人、共同調理

場では、具体的な人数の記憶がないが、何人以上で何人といった基準に応じている。各学校に1人というような配置にはなっていない。活動としては、給食の献立の作成、配置校での食育の推進もちろんそうだが、他の学校で食育の指導される時には兼務をかけて、指導にあたる場合もあると認識をしている。あとは本課にも栄養教諭の指導主事がいるので、学校のニーズに応じて、助言指導の要請があつて出かける場合もある。当課で持っているプログラムでの指導というところも行っている。学校でニーズがあれば、授業や電話にも応じることをしている。

○生越委員 それは家庭科教諭の栄養に特化した勉強をされたとか、資格が違うのか。それとも栄養士さんが栄養教諭として働いていらっしゃるのか。

○徳永保健体育課長 免許が栄養教諭の免許状を持っている。

○朋澤委員 6の11の教育施設課の事業別一覧2のところの寄宿舍リース料について教えていただきたい。

○幸村教育施設課長 寄宿舍のリース料の支払いをしており、実際浜田水産高校と隠岐水産高校の宿舍のリースを行っているので、その支払いが毎年ある。

○朋澤委員 リースということは借りているということか。

○幸村教育施設課長 そうである。借りている。リースという形で、宿舍を建てており、そのリース料を毎年払う。

———原案のとおり了承

#### **報告第76号 県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について（総務課）**

○今岡総務課長 資料は7の1ページ願います。

1 改正理由のとおり、県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員が原子力災害に対処するために作業を行った時に、特殊勤務手当が支給できるよう国に準拠する形で、知事部局と合わせて、令和6年2月定例県議会への条例の一部改正案を上程することで進めているものである

2 一部改正が必要となる条例は、県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例である。

3 条例の概要であるが、（1）新設する手当は、原子力災害応急作業従事手当で、（2）改正内容については、原子力緊急事態宣言があつた場合に、事故のあつた原子力施

設や放射線量を踏まえて設定された区域等を考慮して教育委員会規則で定める区域において行う作業に従事した時に支給できるようにするものである。なお、支給対象となる作業及び手当額は、原子力災害が発生した場合に、その都度、国や知事部局の対応を踏まえて教育委員会規則で定めることとしている。手当額については、表に記載のとおり日額1万円を超えない範囲で、教育委員会規則で定めることとしており、心身に著しい負担を与える作業に従事した時は、規則で定める額を加算できるよう規定をしている。

4 施行期日については公布の日から施行することとする。

最後7の2ページから3ページまでは改正する条例案の新旧対照表となっている。

——原案のとおり了承

#### **報告第77号 令和6年度県立学校校長職及び教頭職に係る採用・昇任候補者選考試験の結果について（学校企画課）**

——原案のとおり了承

#### **報告第78号 島根県公立学校情報機器整備事業基金条例の制定について（教育指導課）**

○小林教育指導課長 9の1ページを御覧いただきたい。

条例の制定理由であるが、先ほど予算案の主要事業で御説明申し上げたとおり、義務教育段階の公立学校における一人一台学習端末の更新及び初等中等教育段階の公立学校における入出力支援装置の更新に係る費用に充てるため、国からの補助により都道府県に基金を造成することとされた。令和5年度に事業期間中の経費の一部が基金造成費として交付される予定となっていることから基金を設置する必要があり、新たに基金設置のための条例を令和6年2月定例県議会へ上程することで進めている。

条例の概要であるが、基金事業の内容については、主要事業の御説明で述べたとおりである。新たな条例案は、資料の9の4ページを御覧いただきたい。国から示されたものをベースに作っているが、この条例は積立て管理、運用益金の処理、繰替運用等、基金の管理運用に関し必要な事項を定めるものである。

9の1ページ 5 施行期日については、公布の日から施行することとする。

○河上委員 金融機関へ預金として何回かに分けてこの基金の預け入れをされるのか。1社にされるのか。

○野津教育長 他の基金の管理であるとか、一般会計、県の運用全体を財政課が管理している。そこで、全体のこの部分は債権で運用する、この部分は預金として、といった運用

の仕方をしており、行き先、どのお金がどこに行ったかということは、あまり分からない。全体として何百億円というキャッシュがあり、それをいろいろな形で、安全な、基本的には元本保証のもので運用する。それぞれの元金の率によって利息がこの基金に入れられるということになり、県全体としていろいろな例がある。

——原案のとおり了承

野津教育長 閉会宣言 14時50分